

原議保存期間	20年（令和27年3月31日まで）
有効期間	一種

警 視 庁 交 通 部 長  
 各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
 （参考送付先）  
 警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長  
 各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 1 1 号  
 令 和 6 年 6 月 1 9 日  
 警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

道路交通法施行規則の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

本日公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第59号。以下「改正府令」という。）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について（通達）」（令和6年6月19日付け警察庁丙運発第10号）で示されたところであるが、改正に伴う運用上の留意事項については下記のとおりであるので、改正府令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 1日の技能教習時間の上限等の見直し関係

(1) 1日の技能教習時間の上限等の見直しに関する留意事項

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を行う指定自動車教習所に対して、次の考え方を周知するとともに、1日4時限の技能教習を行う指定自動車教習所に対しては、教習生の希望や疲労度等を考慮し、必要があれば休憩時間を適切に設けるなど、安全な教習を行うよう、指導を行うこと。

- 今回の改正の趣旨は、教習所の体制や教習生の希望等に応じ、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対し、1日に4時限の技能教習を行うことを可能とするものであり、1日に4時限の技能教習を画一的に行うことを想定しているものではなく、1日に4時限の技能教習を行うこととする教習カリキュラムを設けるか否かは、各指定自動車教習所において、実施体制や教習生のニーズ等を踏まえ判断されるものであること。
- 1日に技能教習を4時限行う教習カリキュラムを設ける場合、教習生の希望や疲労度等を踏まえながら教習を進め、状況によっては、休憩時間を

設けたり、教習を中止したりすることを検討すること。

- 1日に技能教習を4時限行う教習カリキュラムを受講する教習生に対しては、教習開始後も、教習生の希望や疲労度等によって、教習を中止したり、休憩時間を設けることが可能であることを説明すること。

- (2) 当該教習に用いられる自動車に係る第一種免許保有者以外の者の取扱いについて

今回の改正は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する1日の技能教習時間の上限を引き上げるものであり、それ以外の第二種免許に係る教習を受ける者の1日の技能教習時間の上限は従前どおり（基本操作及び基本走行は2時限、応用走行は3時限、1日の合計は3時限）であるので、誤りのないようにすること。

## 2 その他

今回の改正を踏まえ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第35条第7号に規定する教習計画書に変更が生じたときは、同第36条の規定により、当該教習計画書の変更に係る届出をしなければならないとされているので、事務処理に誤りのないようにすること。

また、従前より周知しているが、今回の改正趣旨を踏まえ、改めて指定自動車教習所に対して、技能教習と技能検定の同日実施は可能である旨を通知し、必要がある場合には教習計画に反映するよう求めること。

さらに、指定自動車教習所に対し示している事務処理要領の見直しが必要な場合も所要の措置を講じること。